

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 6月13日現在

機関番号：14401

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21700842

研究課題名（和文） 米国における研究者倫理の生成過程に関する研究

研究課題名（英文） Study on the development of research integrity in the United States

研究代表者

中村 征樹（NAKAMURA MASAKI）

大阪大学・大学教育実践センター・准教授

研究者番号：90361667

研究成果の概要（和文）：本研究では、研究不正問題が国際的にももっとも早い時期に「問題化」された米国の事例に着目し、研究不正行為が研究者コミュニティのみがかかわる問題としてではなく、科学者コミュニティの外部（社会）にとっても重要な問題として認識され、研究不正への取り組みが開始し、研究者倫理が生成・制度化してきた経緯を明らかにした。また、1990年代以降の研究倫理問題の国際化の進展についても明らかにすることで、研究者倫理の国際比較を行い、米国における「研究者倫理」の生成プロセスの特質を浮き彫りにした。

研究成果の概要（英文）：In this study, the development of research integrity in the United States since 1970s is examined, where the research misconduct was socially problematized and the misconduct policy was institutionalized. And the research misconduct issues in the international context are also revealed.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
計	3,100,000	930,000	4,030,000

研究分野：総合領域

科研費の分科・細目：科学社会学・科学技術史 科学社会学・科学技術史

キーワード：科学技術社会論（STS）

1. 研究開始当初の背景

近年、国内外において、研究データの捏造、改ざん、盗用などの研究不正（research misconduct）が相次いで発生し、社会問題化している。そのなかで、行政、研究機関や学協会において、倫理綱領やガイドラインの策定、不正行為に関する告発体制の整備、研究者倫理教育の実施など、さまざまなかたちで研究者倫理を確立するための取り組みが進められている。

研究者倫理に関して、これまでのところ、わが国では実践的な取り組みが先行しており、諸外国で蓄積されてきたような研究不

正・研究倫理をめぐる学術的な研究の蓄積は乏しい。とりわけ、研究不正行為の社会問題化をめぐる検討はおろか、研究不正問題をめぐる実証的な研究は、山崎茂明氏らによるごく少数の研究をのぞけば、ほとんど見受けられない。

翻って諸外国の状況を見ると、とりわけ1980年代から研究不正問題が重要な政治的課題として焦点化された米国では、実際の研究不正に関する事例情報が蓄積されてきた。そのなかで、研究不正に関する調査研究が、学術的な研究の対象として位置付けられ、研究不正の定義をめぐる議論の展開の検討や、

不正行為への取り組みの歴史的経緯に関する研究も、一部ではあるが進められてきた。

2. 研究の目的

研究不正行為は、北米では1980年代から、欧州では1990年代から、そしてアジアでは2000年以降に社会問題化してきた。それは、上述したように、たんに深刻な研究不正問題の発生時期の違いという文脈のみで理解されるべき問題ではなく、そのような行為を問題視するような認識の浮上と、研究活動と社会との関係の変化を踏まえて理解する必要がある。

本研究では、研究不正問題が国際的にもっとも早い時期に「問題化」された米国の事例に着目し、研究不正が、たんに研究者コミュニティのみがかかわる問題としてではなく、文字通り「社会的な」問題として認識され、さまざまな「関係者」を巻き込みながら（ここでは、だれが「関係者」なのかという点も、大きな争点となった）議会やメディアで大々的に議論されるなかで、研究不正への対応が形作られ、そのなかで研究者倫理が生成してきた経緯について調査を行う。

また、その際、米国では、研究不正への対応において、研究不正の調査を大学・研究機関が中心となって実施するのに対して、北欧諸国では、資金拠出機関などの行政機関が直接、調査を実施することがしばしば指摘される。そのような対応の違いには、研究不正への取り組みにおいて、行政組織や社会と研究者コミュニティがどのような役割を担い、いかなるイニシアティブをとるのかをめぐる議論が背景にある。したがって本研究では、適宜、北欧諸国をはじめとした、諸外国における研究不正行為をめぐる対応状況や動向、歴史的経緯についても参照し、それとの比較のなかで、米国における「研究者倫理」の生成プロセスの特質を浮き彫りにする。

3. 研究の方法

(1) 研究枠組みの検討

- ・研究不正行為、研究者倫理に関する先行研究のサーベイ
- ・研究活動と社会との関係に関する先行モデルの検討

(2) 米国における研究者倫理の生成過程に関する研究

- ・研究不正行為が政治的アジェンダに浮上するきっかけとなった、1981年の下院科学技術委員会での議論と、それに対する研究者や学協会による反応に関する調査
- ・1989年、国立衛生研究所に、研究不正行為に対応する組織として科学公正審査局（のちの研究公正局）が設置された経緯とそれをめぐる議論に関する調査
- ・「研究不正行為」の定義の歴史的変遷と、

その定義をめぐる規制当局・学協会による議論に関する調査（「研究不正行為」の定義は、学協会と規制当局のあいだでの議論の争点であり、またそもそも、連邦政府機関間でも定義が共通化されたのは、2005年のことだった）

- ・代表的な学協会（全米科学アカデミー、全米科学振興協会（AAAS）など）による研究不正行為に関する調査・報告・提言の作成過程に関する調査
- ・その他、代表的な研究不正事例や、研究機関による研究不正への取り組みなどに関する調査

(3) 研究者倫理に関する諸外国の取り組みの調査

- ・研究不正への対応において、米国と対照的な対応方法をとっている北欧諸国をはじめとして、諸外国における研究者倫理への取り組みに関するサーベイ調査とそのモデル化

4. 研究成果

(1) 米国における研究者倫理の生成

①研究不正行為が、研究者コミュニティの枠を超えて、社会的政治的争点として位置付けられ、行政や規制機関による介入・関与を背景として研究者倫理が制度化されてきたプロセスについて、1980年代以降の米国での展開に注目して検討した。米国研究公正局や米国科学アカデミー等関係機関の報告書や発行文書、関連資料の系統的な調査・分析や、研究公正性に関する国際会議など関連する会議の参加・関係者からの情報収集、科学技術政策関係者や科学技術政策研究者・科学技術社会論研究者等との意見交換等を通して、研究倫理研究者倫理をとりまく米国の科学技術政策の変化・動向を明らかにした。

米国における研究者倫理の生成プロセスとして、

- ・研究不正行為の問題化（1980年代）
- ・研究不正への対応の制度化（研究公正局の設置、ガイドラインの策定等）（1990年前後）
- ・研究不正対応から研究公正性への移行（1990年代）
- ・研究公正性に関する取り組みの国際連携（2005年頃～）

という時代区分が設定された。

米国では研究活動における「不正行為」について、捏造・改ざん・盗用（Fabrication, Falsification, Plagiarism: FFP）のほか、論文作成に寄与していない研究者の著者としての掲載や、研究成果の重複発表など、「（FFP以外の）一般に認められた研究慣行からの重大な逸脱行為」を不正行為に含めるべきか否かについて、早くから議論が繰り広げ

られてきた。

1992年に発表された報告書で、「その他の逸脱行為」を不正行為の定義から除外するべきだと主張した米国科学アカデミーに対して、全米科学財団や公衆衛生局では、最近まで、「その他の逸脱行為」をその定義に含めてきた。そこでの争点は、FFPの範疇には入らない重篤な問題が発生したときに、なんら対応できなくなってしまうことを避けたい規制サイドと、「その他の逸脱行為」のような曖昧な規定が研究活動を萎縮させることを恐れる科学者コミュニティとの対立というのが、中心的な問題だった。ただし後者も、それらの問題についての対応を行わないというわけではなく、先述の米国科学アカデミー報告書では、懸念ある行動（代表例として、①重要な研究データを、一定期間、保管しないこと、②研究記録の不適切な管理、③不適切なオーサiership、④研究試料・研究データの提供拒絶、⑤不十分な研究指導、学生の搾取、⑥研究成果の不誠実な発表（とくにメディアに対して）を「懸念ある研究慣行（Questionable Research Practices）」と名付け、研究倫理教育や研究環境の整備などを進めることによって、「責任ある科学」の推進をはかろうとするものであった。

責任ある研究活動を促進するための取り組みとして、医学研究所と研究評議会が2002年に発表した報告書『科学研究におけるインテグリティ』（IOM 2002）では、研究データの捏造など問題ある行為を抑止し、責任ある研究活動の遂行を促進するような環境を創造するための方策の検討を課題に掲げた。そこで、研究活動に大きな影響を与えるものと考えられる環境・組織要因に対する包括的なアプローチが試みられた。ここでは環境構築のための課題として以下の提言がなされた。

- ・研究費配分機関は、リサーチ・インテグリティを同定・評価する研究への研究助成を実施する
- ・すべての研究機関は、各機関の環境に適合したさまざまなアプローチによって、リサーチ・インテグリティを促進する包括的なプログラムを開発・実施する
- ・研究機関は、責任ある研究活動を促進するような効果的な教育プログラムを実施する
- ・研究機関は、継続的な質の向上のためのプロセスのなかで、自己評価と外部評価を利用して、研究環境のインテグリティを評価し向上させる
- ・リサーチ・インテグリティに関する機関自己評価を既存の認証評価の中に位置付ける
- ・研究公正局は積極的にリサーチ・インテグリティに関する機関自己評価・外部評価に取り組んでいる機関の公開データベースを作

成し維持する

不正行為の発生や責任ある研究活動の実現に大きな影響を与える環境・組織要因に包括的にアプローチし、リサーチ・インテグリティを促進するような環境・組織を実現しようとする同報告書の試みは、研究不正行為・懸念ある研究行為の発生を抑止へと向けた研究倫理の取り組みの変化を象徴するものである。

②米国で研究不正行為に対する社会の視線・扱いがどのように変化したかを調査するため、メディアにおける代表的な研究不正問題の扱いに関する調査などを行った。とくに、第二次大戦後、NewYorkTimesなどの各種新聞に掲載された関連記事を系統的に調査し、その分析を行った。この結果については、その後の追加調査の結果を踏まえて、論文に取りまとめる予定である。

(2)米国以外の国での取り組みとして、米国とは対照的なかたちで研究不正への対応が展開したデンマーク、2000年代に入って研究不正の問題が表面化した韓国・日本の事例について、とくに調査検討を行うとともに、イギリス・フランス・ドイツなど諸外国の動向についても調査・検討した。

調査方法として、文献調査や関係者の聞き取り、第2回研究公正性国際会議への参加とその準備ワーキンググループへの参加をとおして、諸外国や国際機関、学術誌等における研究倫理への取り組みの動向について情報収集・意見交換を行い、モデル化を行った。

①デンマークの事例について、デンマーク科学技術イノベーション庁研究不誠実性委員会（Danish Committee on Scientific Dishonesty）を訪問調査し、デンマークにおける取組の歴史的展開についてインタビューするとともに、科学者コミュニティによる同委員会への認識について関連する研究者に聞き取り調査を実施した。デンマークでは、ロンボルグ著『Skeptical Environmentalist』が研究不正への対応をめぐる大きな議論を巻き起こし、デンマーク研究不誠実性委員会の活動にも大きな影響を与えたことや、研究倫理の制度化をめぐるモデル作成において重要な示唆を与えることが明らかになった。

②韓国の事例について、大韓民国日本領事館を訪問調査し、韓国における取組の現状・体制について聞き取り調査を行った。

以上の調査や、他の国々の動向に関する文献調査・インタビュー等を通して、以下の点

が明らかになった。研究不正への対応をめぐることは、大きく分けて2つのモデルがある。大学・研究機関が基本的に調査を実施するモデルと、資金拠出機関などの行政機関が調査を実施するモデルである。

北米型：科学者コミュニティとの激しい論争をとおり、米国では研究不正の調査の実施は、基本的には大学・研究機関に委ねられている。日本、イギリス、ドイツ、フランスなどがこのモデルを採用している。ただしこの場合でも、米国では、小規模な大学・研究機関の場合や、直接、告発が寄せられた場合には、政府機関が直接、調査をおこなうこともある。また、たとえば米国科学財団では、大学・研究機関における調査結果にかならずしも束縛されず、追加調査を実施することもある。

北欧型：デンマーク、ノルウェー、フィンランドなど北欧を中心とする諸国、また、中国、韓国では、研究不正の調査を行政機関が実施している。ただしこの場合でも、研究不正案件が比較的、軽微なものについては、大学・研究機関が調査を実施することもある。

さらに詳細な分析結果については、現在、論文としてとりまとめているところである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

- ① 早田幸政・望月太郎・齊藤貴浩・堀井祐介・島本英樹・中村征樹・渡辺達雄・林透「東アジア圏の教育における大学間交流と質保証システム」、『大阪大学大学教育実践センター紀要』第8号、2012年3月、17-39頁
- ② 中村征樹「研究不正への対応を超えて—リサーチ・インテグリティ・アプローチとその含意」、『メタフュシカ』第42号、2011年12月、31-46頁
- ③ 中村征樹「イギリスにおけるサイエンスコミュニケーションの取り組み—科学技術をめぐる社会との「対話」とは?」、『日本機械学会誌』2011年2月号(Vol.114, No.1107)、121-122頁
- ④ 中村征樹「ドイツ若手アカデミーの挑戦」、『学術の動向』2010年9月号、92-97頁

〔学会発表〕(計2件)

- ① Masaki NAKAMURA, "Comparative approach to scientific misconduct: Scientific community, governmental body and the public", The 1st

Korean-Japanese Workshop for Young STS Scholars, Seoul University, Seoul, 2010年3月19-20日

- ② 中村征樹「研究不正をめぐる科学者コミュニティと社会」、日本科学史学会、第57回年会、東京海洋大学、2010年5月29-30日

〔図書〕(計1件)

- ① 早田幸政・望月太郎編著『大学のグローバル化と内部質保証—単位の実質化, 授業改善, アウトカム評価—』(晃洋書房、2012年3月)【第1章「履修登録猶予期間の設定と単位の実質化に関する先進的取組」(1-17頁、共著)、第2章「授業改善のためのアンケート」結果の教員による活用」(18-33頁、共著)、第5章「東アジア圏の教育における大学間交流と質保証システム」(81-116頁、共著)】

〔その他〕

ホームページ等

<http://nmasaki.com/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

中村 征樹 (NAKAMURA MASAKI)

大阪大学・大学教育実践センター・准教授
研究者番号：90361667